



令和8年8月10日

各 位

会 社 名 A I ス ト ー ム 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役 今井 俊夫
 (コード番号 3719 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 管理本部 増尾 雅人
 (TEL 03-5259-7010)

会計監査人の辞任及び一時会計監査人の選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の監査等委員会において、当社の会計監査人であるESネクスト有限責任監査法人が本日付で辞任し、新たに一時会計監査人としてフロンティア監査法人を選任することに伴いまして、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う公認会計士等の辞任及び一時会計監査人の選任を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 異動年月日

令和8年8月10日

2. 異動する公認会計士等の概要

(1) 一時会計監査人として就任する公認会計士等の概要

① 名称	フロンティア監査法人
② 所在地	東京都品川区西五反田2丁目25番3号
③ 業務執行役員の氏名	酒井 俊輔 池貝 将大
④ 公認会計士法に基づく上場会社等監査人登録制度への登録状況	登録されております。

(2) 辞任する公認会計士等の概要

① 名称	ESネクスト有限責任監査法人
② 所在地	東京都千代田区大手町2丁目1番1号 大成大手町ビル9階
③ 業務執行役員の氏名	阿曾 友淳 笠原 伸浩

3. 2 (1) に記載する者を公認会計士等の候補者とした理由

フロンティア監査法人を一時会計監査人として選任した理由は、同監査法人が、当社の事業規模に適した会計監査人としての専門性、独立性、監査品質の確保、監査計画及び監査体制の適切性を有し、今後当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えていると判断したためであります。

フロンティア監査法人は、平成21年5月1日から令和7年12月期まで当社の会計監査人を受嘱していただいておりますが、令和8年1月26日に同監査法人から人的資源の観点から監査継続辞退

の申し出があり、令和8年3月30日開催の第62回定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりました。その後、令和8年5月15日付「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」にて公表したとおり、当社は、外部からの指摘により、過年度及び当期における中古トラック売買取引において、適切でない取引が行われた可能性のある事案が発覚したことに伴い、特別調査委員会を設置することとなりました。現在も特別調査委員会による調査が進められておりますが、その過程において、特別調査委員会からフロンティア監査法人へ過年度の監査状況等について確認を行っております。本日ESネクスト有限責任監査法人より監査契約の合意解約に関する申し入れを受領することとなり、同監査法人と合意解約を行ったことから、フロンティア監査法人へ一時会計監査人への就任を打診し、本日合意に至りました。

4. 退任する会計監査人の直近における就任日

令和8年3月30日

5. 退任する公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等

該当事項はありません。

6. 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

令和8年5月15日付「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」にて公表したとおり、当社は、外部からの指摘により、過年度及び当期における中古トラック売買取引において、適切でない取引が行われた可能性のある事案が発覚したことに伴い、当社監査等委員会の任意の諮問機関として、特別調査委員会を設置いたしました。本日現在、特別調査委員会による調査を継続しており、事実関係の確認等を行っております。

その過程において、ESネクスト有限責任監査法人より、監査契約締結後に、受嘱以前に発生していた外部からの指摘に関する当該事案を認識するに至ったことにより、監査法人として求められる監査品質の維持及び適切な監査体制の確保の観点から、当社との監査契約を継続することが困難であるとの理由で、合意解約の申し入れを受領いたしました。

当社では、当該申し入れの内容について真摯に検討した結果、これを受け入れることとし、本日付けでESネクスト有限責任監査法人との監査契約を合意解約し、当社の会計監査人を辞任することについて合意いたしました。これに伴い、当社監査等委員会は上記3.の理由により、フロンティア監査法人を新たに一時会計監査人として選任するものであります。なお、令和8年1月26日付でフロンティア監査法人より、当社の管理人員の不足に伴う決算の遅れから、人的資源の確保が難しいとの理由で、監査継続辞退の申し出を受け、令和8年3月30日付でESネクスト有限責任監査法人を後任会計監査人として選任した経緯があります。当社は、フロンティア監査法人との監査継続辞退の申し出後、人員の増強等管理体制の強化を図っております。

また、ESネクスト有限責任監査法人からは、監査業務の引継ぎについて、協力を得ることができる旨の確約を得ております。

7. 上記6.の理由及び経緯に対する意見

(1) 退任する会計監査人の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

(2) 監査等委員会の意見

妥当であると判断しております。

以 上